

令和3年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合

神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

令和3年10月18日から令和3年11月18日まで 7回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、給料表の改定は行わないこととしたい。	—	月例給は改定しない。
期末・勤勉手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げることとしたい。	新型コロナウイルス感染症対応で奮闘している職員のモチベーションに影響する。 再任用職員については引下げをすべきではない。	期末手当の支給月数を0.15月分引き下げる。 (令和3年12月期から適用)
給与カーブの見直し			
月例給	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、人事委員会勧告で示された行政職給料表(2)に準拠した形で、給料表を改定したい。	本県の実情を踏まえて労使で給料表を作ってきた歴史を尊重すべき。	人事委員会勧告で示された行政職給料表(2)に準拠した形で、給料表を改定する。 (令和4年4月1日実施)
経過措置	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、給料表水準引下げに伴う激変緩和のため、経過措置として現給保障を2年間講じたい。	職員の生活に配慮し、経過措置の期間は、より長い年数での適用とすべき。	経過措置を4年間(令和8年3月31日まで)講じる。
主な諸制度の見直し			
感染症等接触手当	国が措置した防疫等作業手当の加算措置については、本県も同様に措置するか、今期の交渉課題全体の中で話し合っていきたい。	—	感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務等に従事した場合で、心身に著しい負担を与える作業に従事したときに、手当額の100分の100を加算して支給することとする。 (令和4年4月1日実施)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
主な諸制度の見直し			
赴任旅費	県内旅行の地域に住所又は居所がある新規採用職員についても赴任旅費の支給対象としたい。	—	県内旅行の地域に住所又は居所がある新規採用職員についても赴任旅費の支給対象とする。 (令和4年4月1日実施)
臨時休校等の場合の子の世話に係る特別休暇	子が在籍する学校又は保育施設等が、感染症の予防上必要があること又は災害等の事情があることにより、臨時休校等となった場合において当該子の世話をするため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、特別休暇を取得できるものとする。	—	子が在籍する学校又は保育施設等が、感染症の予防上必要があること又は災害等の事情があることにより、臨時休校等となった場合において当該子の世話をするため勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、特別休暇を取得できるものとする。 (令和4年4月1日実施)
再任用職員等の介護休暇	再任用職員等について、これ以上の休暇の改善は難しい。	—	再任用職員、臨時的任用職員、短時間勤務職員の介護休暇については、任用期間の定めのない常勤職員の介護休暇の例によるものとする(介護休暇の取得期間を通算して6月(現行 93 日)を超えない範囲内に拡大する。)。 (令和4年4月1日実施)